

消費税の税率の引下げ及び適格請求書等保存方式の導入の中止  
のために講ずべき措置に関する法律案要綱

一 趣旨

この法律は、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の逆進性及び物価が高騰している現下の経済状況に鑑み、消費税の税率の引下げのために講ずべき措置について定めるとともに、適格請求書等保存方式の導入が小規模事業者に及ぼすこととなる過重な負担等に鑑み、適格請求書等保存方式の導入の中止のために講ずべき措置について定めるものとする。

（第1条関係）

二 消費税の税率の引下げのための措置

消費税の税率を一律に100分の5に引き下げるものとし、政府は、このために必要な法制上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとする。

（第2条関係）

三 適格請求書等保存方式の導入の中止

適格請求書等保存方式の導入は取りやめるものとし、政府は、このために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（第3条関係）

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

（附則関係）